

鎌倉市防犯灯LED化事業 説明資料(改訂版)

本資料は、今年8月にご送付させていただきました資料の一部を改訂したものです。

主な改訂箇所は次の2点で、事業内容に変更はありません。

- (1) 当初10月から予定していた同意書の提出を平成26年12月から平成27年3月末までに変更しました。
- (2) 市が行う防犯灯全灯調査により移管灯数を確定後、各団体と合意書を締結します。

1 防犯灯LED化事業の目的

◎ 現在、本市には防犯灯管理団体(以下、自治町内会等という)が所有し、維持管理する防犯灯が約17,000灯あります。これらの防犯灯を市に移管していただき、ESCO事業を導入し、省エネ効果のあるLED灯に一斉に改造し、環境負荷の軽減と維持管理費用の削減を図ります。

(1) 消費電力削減に伴う排出二酸化炭素の削減

現在の約17,000灯の全ての防犯灯を、現在と同等の照度のLEDに転換した場合、二酸化炭素排出量を年間約1,025t削減できます(森林面積1,052haに相当)。

(2) 消費電力削減に伴う電力コストの削減

LED化によって、現在の明るさのまま電気代を大幅に削減できます(約50%減)。

長寿命であるLED灯への改造によって、修繕費や管球交換費が削減できます。

2 ESCO事業による防犯灯LED化事業の主なポイント

◎ 自治町内会等からLED灯への転換の同意を得られた防犯灯を対象に、ESCO事業を導入して一斉にLED化します。

- (1) LED化の費用は全て市が負担します。自治町内会等の負担はありません。
- (2) LED化した防犯灯の維持管理はESCO事業者が行います(10年間)。
- (3) ESCO事業期間終了後は、防犯灯の管理は引き続き市が直接行います。
- (4) 電気料金の支払いは、市から電力会社に直接支払います。
- (5) ESCO事業の対象外の防犯灯の維持管理には、今までどおり補助金を交付します。
- (6) 防犯灯専用柱の修繕等は、今までどおり自治町内会等が行い、市が補助金を交付します。
- (7) 防犯灯の新設は、今までどおり自治町内会等が行い、市が補助金を交付します。
- (8) ESCO事業開始後に防犯灯を新設した場合、市が別に定める規格のLED灯であれば、その後の維持管理を適宜市に移管することができます。

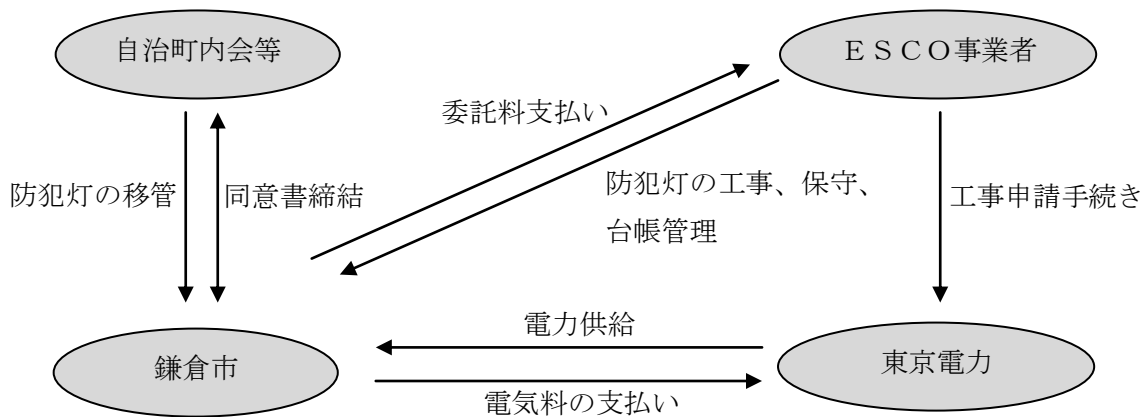
3 LED化の対象となる防犯灯について

◎ LED化の対象となる防犯灯は、次の条件を満たすものに限定されます。

- (1) LED化及びその後の維持管理を市が行うことに、自治町内会等が同意したものの。
- (2) 東京電力と「公衆街路灯A（定額電灯）」の契約をしているもの。
- (3) 既存の蛍光管及び水銀灯またはLED灯以外のもの。
(※) LED化されている防犯灯は、改造しません。
その後の維持管理を市に移管することができます。
- (4) LED灯への改造が技術的、物理的に可能なもの。
(※) 改造ができない場合の一例
 - ◆ 防犯灯と専用柱が一体となっているもの。
 - ◆ 防犯カメラ等と電源が共用されており、分離できないもの。
 - ◆ 防犯灯と蓄電池やソーラーパネルが一体型のもの。
- (5) 私有地内に設置されている場合は、地権者の了承がいただけるもの。

4 ESCO事業によるLED化工事とその後の維持管理体制について

◎ LED化工事と維持管理体制は次のようになります。



【自治町内会等の皆様へのお願い】

市に移管した防犯灯については、LED化工事、故障対応、電気料の支払いは市が直接行いますが、防犯灯の不点灯や破損等を発見された場合は、市への通報にご協力ください。

5 ESCO事業によるLED防犯灯の規格について

◎ 現在、自治町内会等が東京電力と契約している公衆街路灯Aの契約区分に基づき、それぞれ次のように改造します。明るさ（照度）は、既存防犯灯と同等になります。

既存の契約区分		改造後の契約区分
10W	➡	10W（10VA）
20W		
40W		
60W	➡	20W（20VA）
100W		
200W	➡	40W（40VA）
200Wを超えるもの		

※照度は既存の契約区分を上表のとおり移行します。ご指定はできません。

※灯具の性能等、具体的な仕様については、別途定めます。

6 ESCO事業者の募集方法について

◎ ESCO事業者（ファイナンス会社、製造業者、電気工事業者等で構成される）は、市が設置する「（仮称）鎌倉市防犯灯LED化事業者選考委員会」で、プロポーザル方式(※)を用いて決定します。

※プロポーザル方式とは、高度な知識・技術や創造性、構想力、課題解決能力、経験や応用力が要求される業務を対象とし、市が設定した事業効果の達成のために複数の者から企画・技術等の提案を受け、意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、当該事業の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する者を選定する方式です。

なお、事業者の選定にあたり、LED化工事やその後の保守関連作業が、市内事業者に可能な限り発注されるよう配慮することを、選定条件に定めます。

7 ESCO事業対象外の防犯灯の維持管理について

◎ ESCO事業対象外の防犯灯の新設・維持管理は次のとおりです。

(1) 防犯灯の新設はこれまで同様、自治町内会等で行っていただきます。

※新設に係る費用については、市の補助金交付が受けられます。

【重要】

自治町内会等によって新設された防犯灯は、自治町内会等からご希望があれば、その都度、市に移管し、その後の維持管理は市が行います。

ただし、移管できる防犯灯は、市が別に定める規格のLED灯に限ります。

(2) 防犯灯専用柱の修繕は、自治町内会等で行っていただきます。

※修繕に係る費用については、市の補助金交付が受けられます。

(3) 市に移管されない防犯灯の維持管理は、自治町内会等で行っていただきます。

※維持管理に係る費用（電気代含む）については、市の補助金交付が受けられます。

8 防犯灯LED事業に伴う手続きについて

◎ 本事業の実施に向けた今後の手続きの流れと必要な書類等は次のとおりです。

(1) 防犯灯の移管に関する意向確認アンケートを提出 ⇒ ～平成26年9月下旬

※意向確認アンケートの集計結果は別紙をご参照ください。

(2) 市へ「同意書（自主管理確認書）」を提出 ⇒ 平成26年12月～平成27年3月末

【移管する場合に必要な書類】

- ① 鎌倉市防犯灯LED化事業に係る防犯灯移管同意書（自主管理確認書）
- ② 東京電力発行の電気料金集約内訳書（平成26年9月分）の全ページの写し
- ③ 防犯灯配置図

※②と③は、防犯灯維持費補助金申請（電気代）時にご提出いただいている団体は提出の必要はありません。

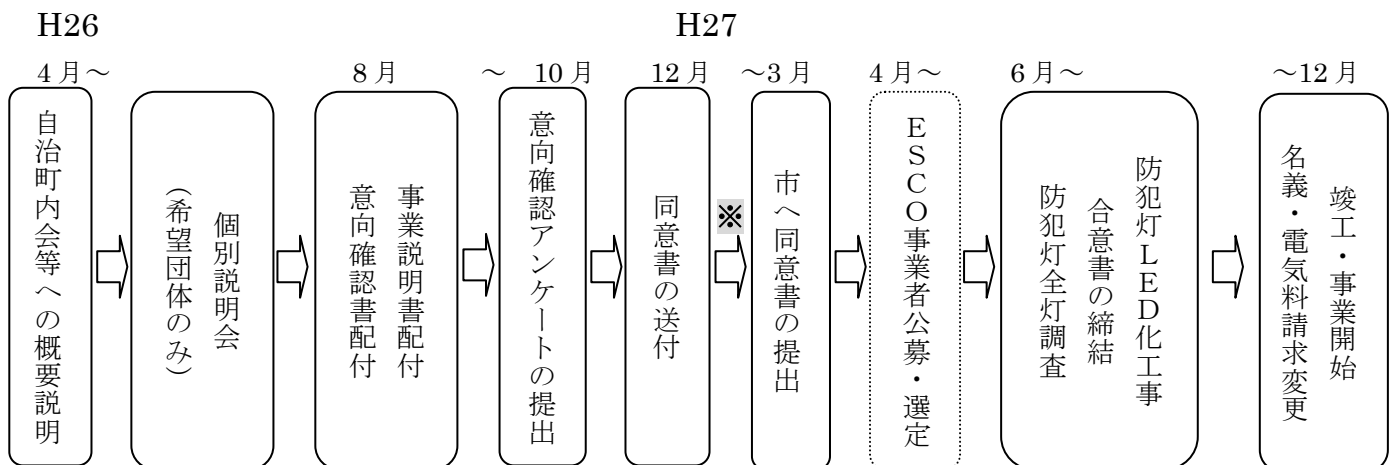
【自主管理を継続する場合】

- ① 鎌倉市防犯灯LED化事業に係る防犯灯移管同意書（自主管理確認書）

(3) 市と「合意書」の締結 ⇒ 市が行う全灯調査後に締結（平成27年7月以降の予定）

合意書につきましては、市が既存の全防犯灯を調査し、移管数を正確に確定させた後、締結するものとします。

9 今後のスケジュールについて（自治町内会様に関わる予定）



※確認書のご提出の際は、手続きの際は、各団体の規約等に基づき防犯灯の移管について意思決定を行っていただいたうえ、ご提出をお願いいたします。

■ その他添付資料

(1) よくある質問・回答

(2) 防犯灯意向確認アンケート集計結果

—本件に関するお問い合わせ先—

鎌倉市 防災安全部 市民安全課 安全安心推進担当

電話：0467-23-3000（内線 2954、2955） FAX：0467-23-9900

Eメール：anan@city.kamakura.kanagawa.jp